

米季多収年での減収の名案を練り、又止して必要は之の不合理なる厚割を打破して
新らしい原理に於る対策の樹立に邁進し得ない限りは其の米穀國策は望まらぬ。
現行米穀統制の度は米を商品として故小地主と小数の商人に独り利得せしむるに
役立つのみである。

茲に於て限界的に米穀問題解決の鉄案の共へられねばならぬ。それは以下述ぶ所
の厚割上より。

「米穀國策」案

の樹立としての実施を拂りて外にない。

四、

米穀口實案に就き若干の厚割的要素がある。
米穀は口民必要の食糧であるから、必要量の生産は口内に於て確保すべきこと

同時に生産の豊凶は自然關係に依存するが、至入なるときは各地方に一定量米穀

・ 備貯蔵をなすこと

(註) 國民食糧の確保

米穀は全國民の用に供すべく恒久的私すべきものであり、よつて営利投機の対象とし
又は独占死蔵を許さず

註 米穀の公用性と営利独占の弊をのこしむこと

米穀を生産する農民には勞力に相当する報酬を得せしむること

註 生産農民の保護

米は口家の責任に於て口民に配給し苟しくも同胞を飢えせしむることを要す

註 消費者國民大衆の保護

米の配給價格は最低の生産費(勞力報酬を含む)と貯蔵配給経費を以て

したるものたること

他面消費者勤勞大衆の所得、生活費との均衡、米價負担の重きに失せざらしむること